

**青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の特例に関する条例**

上記の議案を提出する。

平成30年1月22日

|     |         |      |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 青梅市議会議員 | 山本佳昭 |
| 賛成者 | 青梅市議会議員 | 鴻井伸二 |
|     | 同       | 工藤浩司 |
|     | 同       | 田中瑞穂 |

(説明)

議員の期末手当の額を減額したいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の特例に関する条例**

青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年条例第 号）第1条の規定による改正後の青梅市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第15号）第7条第2項の規定にかかわらず、平成29年12月1日を基準日とする期末手当の額にかかる同項の規定の適用については、同項中「100分の237.5」とあるのは「100分の227.5」とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。